

ネットキャッシング規定 新旧対照表

旧	新
<p>第10 条(約定返済ならびに利息支払い方法等)</p> <p>2. お客さまは、前日の貸越残高が50 万円以下の場合には1 万円、貸越残高が50 万円を超え100 万円以下の場合には2 万円、貸越残高が100 万円を超え200 万円以下の場合には3 万円、貸越残高が200 万円を超え300 万円以下の場合には5 万円、貸越残高が300 万円を超え400 万円以下の場合には6 万円、貸越残高が400 万円を超え500万円以下の場合には7 万円、貸越残高が500 万円を超え600 万円以下の場合には8 万円、貸越残高が600 万円を超え700 万円以下の場合には9 万円、貸越残高が700 万円を超え800 万円以下の場合には10 万円、貸越残高が800 万円を超え900 万円以下の場合には11 万円、貸越残高が900 万円を超え1,000 万円以下の場合には12 万円を返済するものとし、この返済金額はまず前項の利息支払に充当し、残額を元本弁済に充当するものとします。</p> <p>ただし、約定返済日前日の貸越残高と前項の利息の合計額がこれらの返済金額に満たない場合には、残元利金の合計額を返済金額とし、前項の利息がこれらの返済額を超える場合には、前項の利息を返済額とします。</p>	<p>第10 条(約定返済ならびに利息支払い方法等)</p> <p>2. お客さまは、以下に定める残高スライド元利定額返済方式(A)、残高スライド元利定額返済方式(B)のいずれかの返済方式により返済を行うものとし、この返済金額はまず前項の利息支払に充当し、残額を元本弁済に充当するものとします。なお、2014年3月6日以前に本契約を締結したお客さまには残高スライド元利定額返済方式(B)、2014年3月7日以降に本契約を締結したお客さまには残高スライド元利定額返済方式(A)が適用されるものとします。</p> <p>・残高スライド元利定額返済方式(A)</p> <p>約定返済日前日の貸越金残高が10 万円以下の場合には3 千円、貸越金残高が10 万円を超え30 万円以下の場合には6 千円、貸越金残高が30 万円を超え50 万円以下の場合には1 万円、貸越金残高が50 万円を超え80 万円以下の場合には1 万5 千円、貸越金残高が80 万円を超え100 万円以下の場合には2 万円、貸越金残高が100 万円を超え150 万円以下の場合には2 万5 千円、貸越金残高が150 万円を超え200 万円以下の場合には3 万円、貸越金残高が200 万円を超え250 万円以下の場合には3 万5 千円、貸越金残高が250 万円を超え300 万円以下の場合には4 万円、貸越金残高が300 万円を超え400 万円以下の場合には4 万5 千円、貸越金残高が400 万円を超え500 万円以下の場合には5 万円、貸越金残高が500 万円を超え600 万円以下の場合には5 万5 千円、貸越金残高が600 万円を超え700 万円以下の場合には6 万円、貸越金残高が700 万円を超え800 万円以下の場合には7 万円、貸越金残高が800 万円を超え900 万円以下の場合には7 万5 千円、貸越金残高が900 万円を超え1,000 万円以下の場合には8 万円を返済するものとします。</p> <p>ただし、約定返済日前日の貸越金残高と前項の利息の合計額がこれらの返済金額に満たない場合には、残元利金の合計額を返済金額とし、前項の利息がこれらの返済額を超える場合には、前項の利息を返済額とします。</p> <p>・残高スライド元利定額返済方式(B)</p> <p>約定返済日前日の貸越金残高が50 万円以下の場合には1 万円、貸越金残高が50 万円を超え100 万円以下の場合には2 万円、貸越金残高が100 万円を超え200 万円以下の場合には3 万円、貸越金残高が200 万円を超え300 万円以下の場合には5 万円、貸越金残高が300 万円を超え400 万円以下の場合には6 万円、貸越金残高が400 万円を超え500万円以下の場合には7 万円、貸越金残高が500 万円を超え</p>

	<p>600万円以下の場合には8万円、貸越金残高が600万円を超え700万円以下の場合には9万円、貸越金残高が700万円を超え800万円以下の場合には10万円、貸越金残高が800万円を超え900万円以下の場合には11万円、貸越金残高が900万円を超え1,000万円以下の場合には12万円を元利金として返済するものとし、この返済金額はまず前項の利息支払に充当し、残額を元本弁済に充当するものとします。</p> <p>ただし、約定返済日前日の貸越金残高と前項の利息の合計額がこれらの返済金額に満たない場合には、残元利金の合計額を返済金額とし、前項の利息がこれらの返済額を超える場合には、前項の利息を返済額とします。</p>
<p>第16条(当社からの相殺)</p> <p>1. 当社は、お客さまが本取引による債務を履行しなければならない場合には、その債務とお客さまの預金その他の当社に対する債権とを、その債権の期限のいかんにかかわらず、いつでも相殺することができます。</p> <p>2. 前項により当社が相殺する場合、債権債務の利息および遅延損害金の計算については、その期間を相殺実行の日までとし、預金の利率については当社の定めによるものとします。</p>	<p>第16条(当社からの相殺)</p> <p>1. 当社は、お客さまが本取引による債務を履行しなければならない場合には、その債務とお客さまの預金その他の当社に対する債権とを、その債権の期限または債権額を指定する通貨の種類にかかわらず、いつでも相殺することができます。この場合、当社は、所定の手続きを省略し、お客さまの預金等を払い戻し、お客さまの債務の弁済に充てた上で、事後的にお客さまに通知を送付することもできるものとします。</p> <p>2. 前項により当社が相殺する場合、債権債務の利息および遅延損害金の計算については、その期間を相殺実行の日までとし、預金の利率については当社の定めによるものとします。</p> <p>3. 第1項の相殺において、債権債務の表示通貨が異なるときに適用する外国為替相場は、相殺実行時点において当社が妥当と判断する実勢の外国為替レートとします。</p>